

祐勤糧ノ兆アリレテ以テ工場主ハ密月四日衆社
期ノ限ハ債銀ニ割テ値上シタルニヨリ職工
一時之ニテ満足セルノ様ナリレカ本工場ノ
職工大部分ハ總同盟大阪機材労働組合北
野支部ニ属スルヲ以テ之等職工ハ最近之至リ
前記ノ如ク賃銀値上トシ繁盛期ニ限リテ將來
永續シテ支給スヘク改正スルコト及外懇請
間ヲ變へ使スルコト解雇手當制度ヲ設定
スルコト等ノ問題ヲ提ケ工場主ニ迫ラント
スル形勢ヲ示スニ到レリ此状勢ヲ察知シタ
ル工場主ハ之カ機先ヲ制スル手假トシテ去
ル十二日午前八時其ノ主謀者ト認ムヘキ右
支部部長職工私部英治 村田 住十ノ兩名ヲ
解雇如分ニ附シタルカ、兩名ハ之ニ服マシ全日
午後五時總同盟大阪聯合會野田律大ヲ伴
ヒ工場ニ來訪南工場主任(野田)ニ面會シ解
雇ノ不償ヲ推詰シタル天工場主不在ノ爲メ

支那
支那

不得安領 在ニ引一取リタルカ在夜職工二十七名
ハ被解雇者等ト共ニ市外中津町下ニ番職
工横堀敬次即方ニ集合シ善後策ヲ協議
シタルニ中ニ二十四日ヨリ全情罷業ヲ爲スヘシト
得タル天ノカレニ結局ノ目的 被解雇者ノ後
職又ハ相當ノ解雇手當受領ニ在ルヲ以テ交渉
ノ上纏ラサル場合之ヲ為スニ邊カラスト及対不
ルモノアリテ何レトモ決セズ散會セリ而レテ其後
天職工ハ半常通り從業シ居レルカ被解雇者
ト工場主トノ交渉ノ結果如何ニヨリテハ同情
罷業ニ出テムトスルノ形勢アルヲ以テ注意中ナ
ルカ一方工場主側ハ被解雇者ハ絶對ニ復職
カシムル能ハサルニ解雇手當ハ考慮スヘキ意
嚮ニ付近ク妥協解決ヲ遂ケ可キモノト認メラル
右及申(通)報候也